

廃棄物等の埋立処分計画

- 現在、埋立処分場をできるだけ長期にわたって使用することが強く求められています。
- 東京都では、「廃棄物等の埋立処分計画」を策定し、計画的に整備を進めています。
- なお、「廃棄物等の埋立処分計画」は、おおむね5年ごとに見直すこととしています。

廃棄物等の埋立処分計画（令和4年2月改定）（計画期間:令和4～18年度までの15年間）

年 度		4 ～ 8						9～13 (5年間)	14～18 (5年間)	合計4～18 (15年間)
		4	5	6	7	8	小計			
廃棄物系	一般廃棄物*	22	20	20	19	18	99	84	77	260
	産業廃棄物	8	8	8	8	8	40	40	40	120
	都市施設廃棄物	16	15	14	14	14	72	70	70	212
	小 計	46	43	42	41	40	211	194	187	592
土砂系	しゅんせつ土	89	89	89	89	89	445	435	435	1,315
	建設発生土等	30	30	30	30	30	150	150	150	450
	小 計	119	119	119	119	119	595	585	585	1,765
合 計		165	162	161	160	159	806	779	772	2,357

※廃棄物の覆土材等の量は一般廃棄物に含む。
※四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

- 新海面処分場で受け入れる廃棄物等は、「廃棄物等の埋立処分計画」において種類と受入方針を定めています。

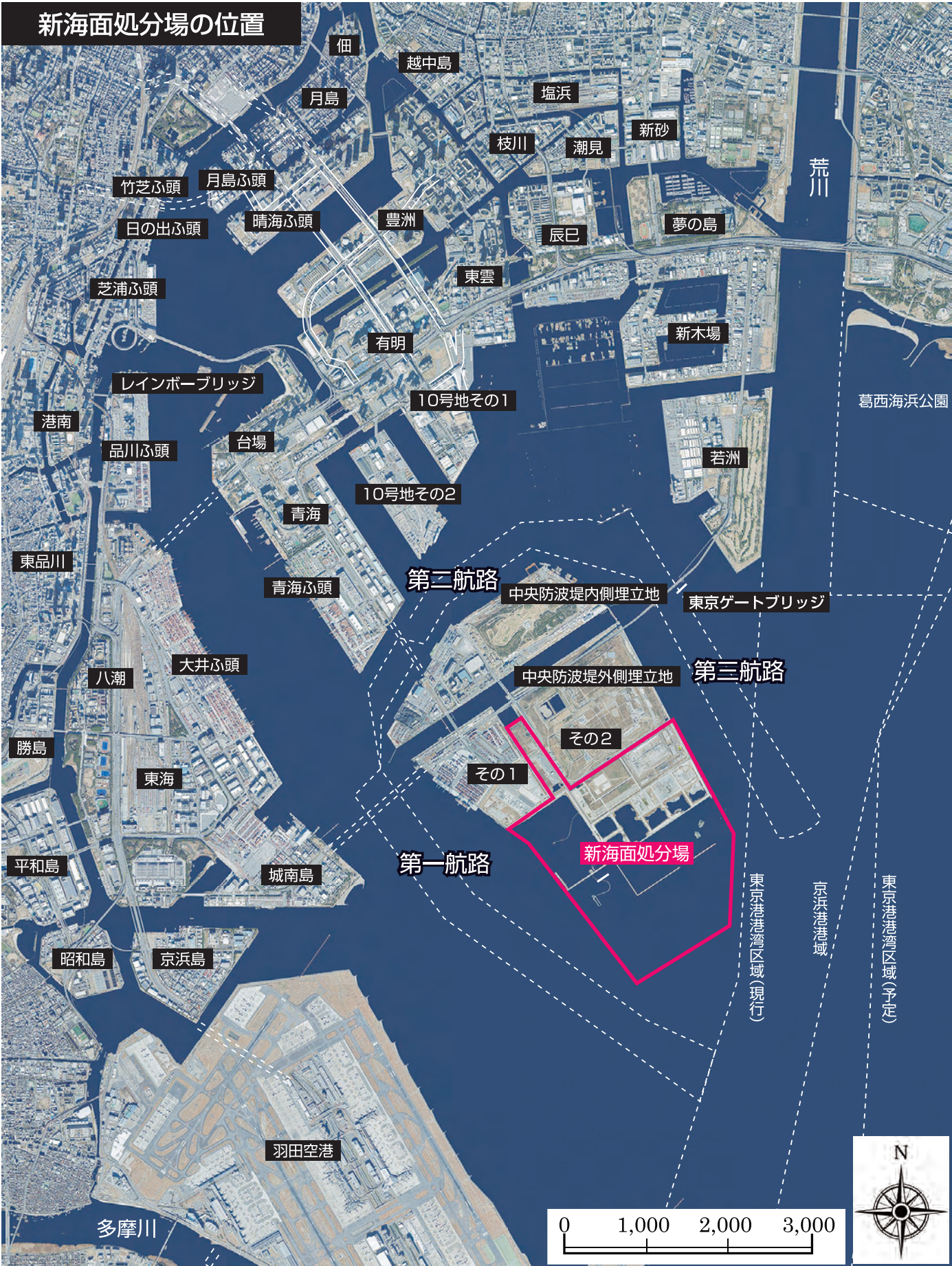
廃棄物等の種類別受入方針

種 類		受 入 方 針
廃棄物系	一 般 廃 棄 物	・都内23区から発生する家庭ごみなどの一般廃棄物。 ・中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限図り全量受け入れます。
	産 業 廃 棄 物	・都内の中小企業から排出される産業廃棄物。 ・中間処理を行ったものを一定量受け入れます。
	都市施設廃棄物	・東京都の上下水道施設等から排出される廃棄物。 ・中間処理を行うことを前提に受け入れます。
土砂系	しゅんせつ土	・都内の河川及び東京港内から発生するしゅんせつ土。 ・河川や運河、港湾などの維持しゅんせつ等で有効利用できないものを受け入れます。
	建設発生土等	・処分場の基盤整備や覆土材等に使用しています。

経 緯

年 月	事 項
平成元年11月	東京都港湾審議会に「廃棄物等の新たな海面処分場整備の基本方針について」を諮問
平成3年7月	「廃棄物等の処理処分の長期展望について」において、新海面処分場の廃棄物等の種類別受入方針及び埋立処分計画を策定
平成3年12月	東京都港湾審議会から「廃棄物等の新たな海面処分場整備の基本方針について」答申
平成4年5月	「東京港第5次改訂港湾計画の一部変更」により、新海面処分場を計画決定
平成5年10月	東京都環境影響評価条例及び環境影響評価実施要綱（閣議決定）に基づく「環境影響評価書（案）」の提出
平成6年10月	環境影響評価手続きの完了
平成7年8月	公有水面埋立法に基づく「公有水面埋立免許」の出願
平成8年7月	「公有水面埋立免許」の取得
平成10年5月	「廃棄物等の埋立処分計画」策定
平成15年1月	「廃棄物等の埋立処分計画」改定
平成18年1月	「廃棄物等の埋立処分計画」一部変更
平成19年1月	「廃棄物等の埋立処分計画」改定
平成24年2月	「廃棄物等の埋立処分計画」改定
平成25年12月	「廃棄物等の埋立処分計画」一部変更
平成29年2月	「廃棄物等の埋立処分計画」改定
令和4年2月	「廃棄物等の埋立処分計画」改定

位置図



<資料提供：東京都港湾局>> ©東京デジタルマップ>



東京都 港湾局 港湾整備部 計画課
東京都港湾局ホームページ
http://www.kouwan.metro.tokyo.jp

〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)5614(ダイヤルイン)

登録番号 (4) 5



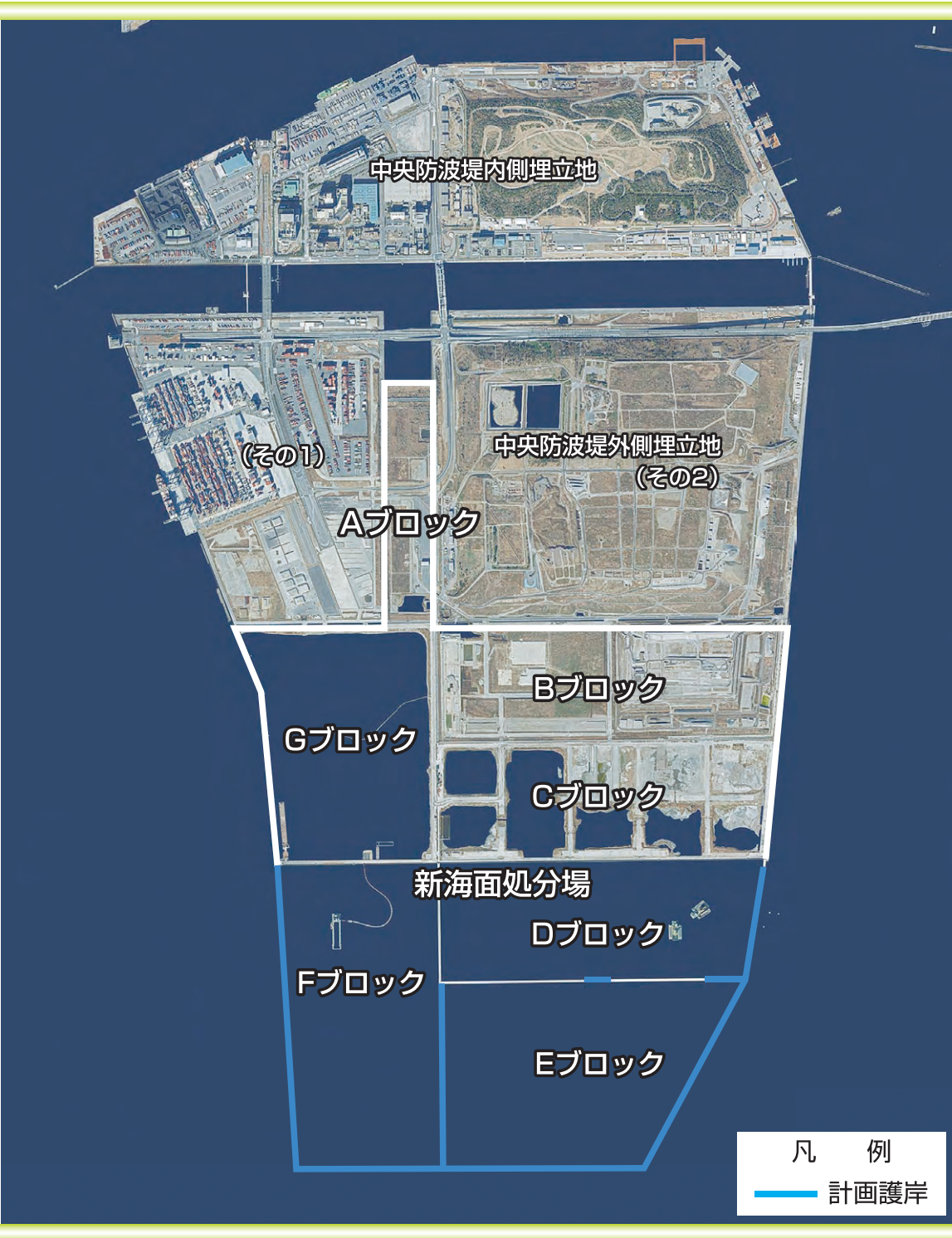
本紙はFSC認証材を使用した印刷物です。
石版印刷を使用しないインキを使用



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

快適な都民生活を支える東京港内最後の処分場

新海面処分場



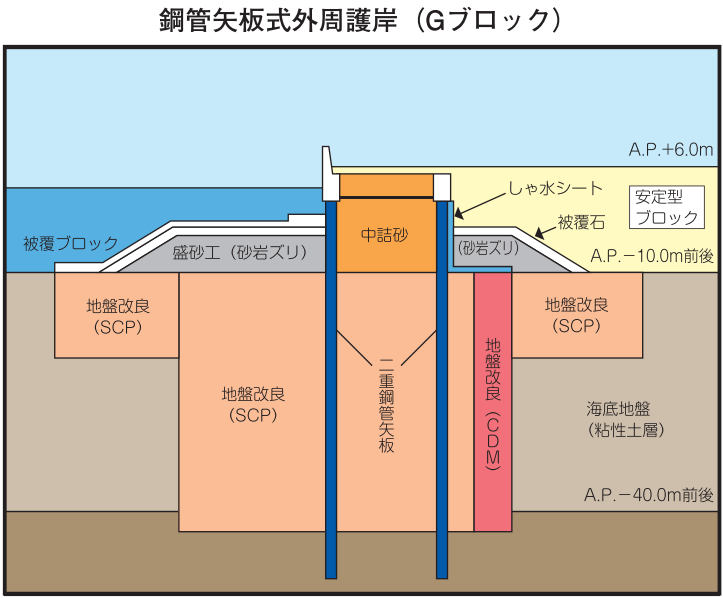
令和3年1月撮影



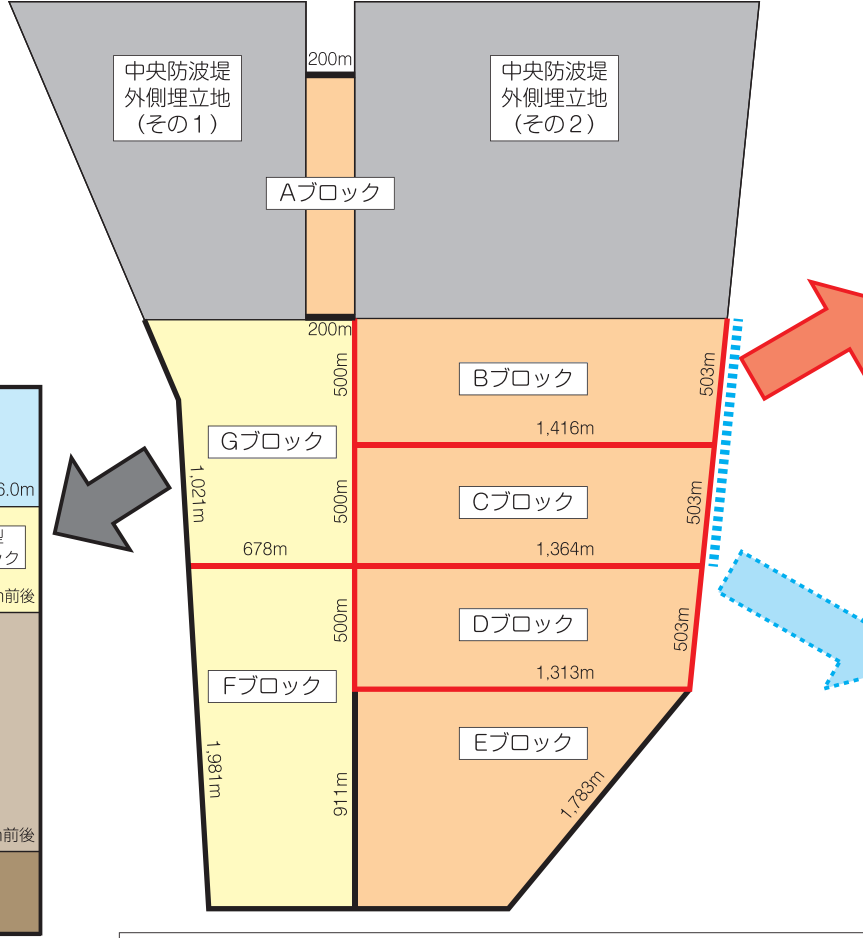
新海面処分場の概要

- 快適な都民生活や都市の活力を維持していくため、東京港内最後の廃棄物処分場である新海面処分場を段階的に整備していきます。
- 埋立処分する廃棄物等は、リサイクル・有効利用を図り、出来る限り長く処分場を使用していきます。

埋 立 面 積	約480ha (A～Gの7つのブロックに分けて埋め立てます。)
埋立処分量	120,370千㎡
埋立地盤高	A.P.+6.0m～A.P.+30.0m
護 岸 延 長	約13.9km (外周護岸：約6.5km 中仕切護岸：約7.4km)
護岸整備費	約4,500億円

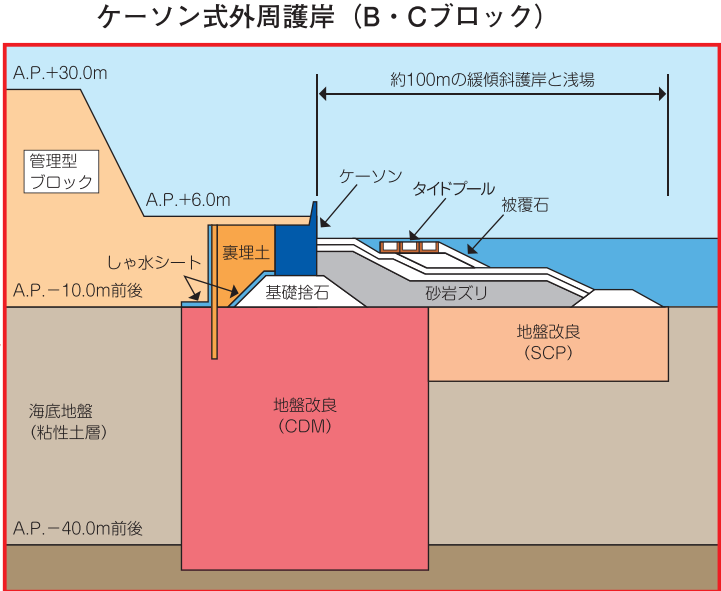
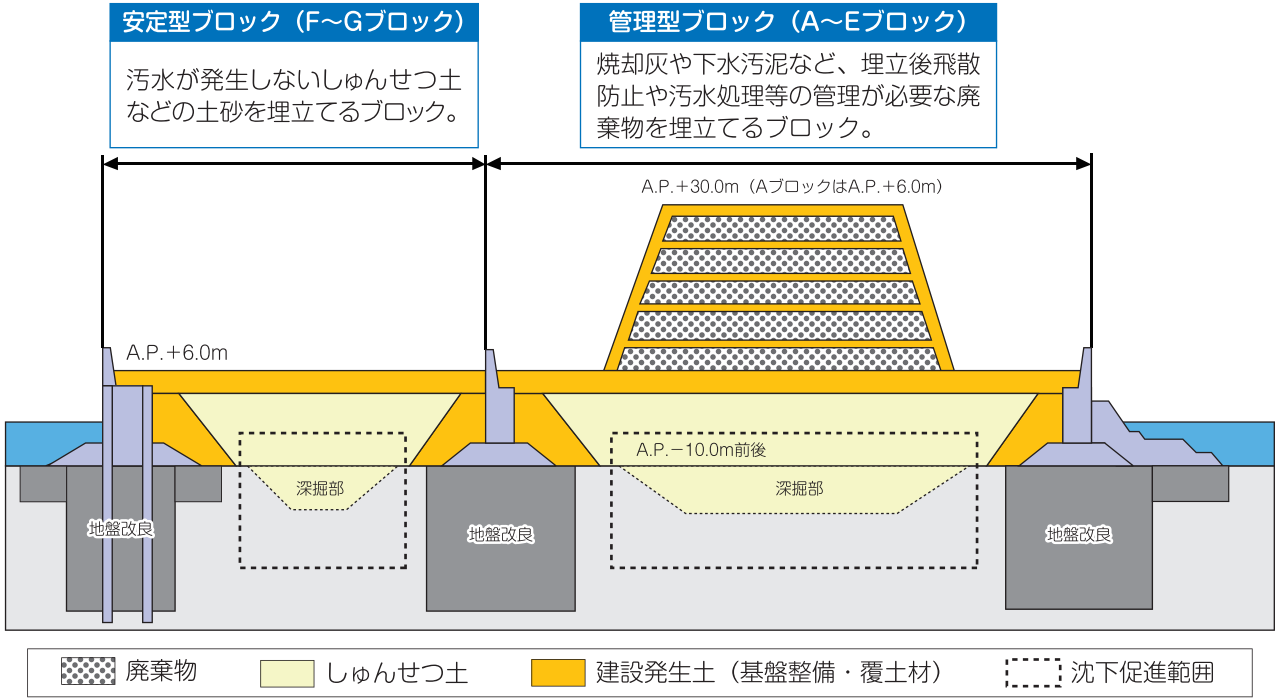


●外周護岸（西側）は、将来の土地利用計画（ふ頭用地）にあわせ、岸壁が整備しやすい構造を採用しています。

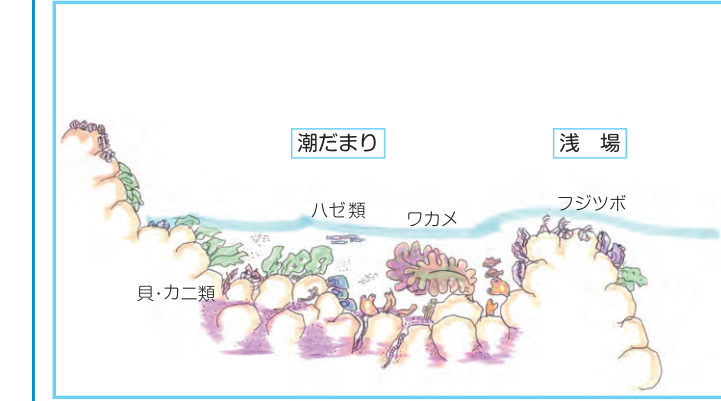


- 鋼管矢板式護岸
- 安定型ブロック（しゅんせつ土を主体に埋め立てるブロック）
- ケーソン式護岸
- 管理型ブロック（廃棄物・しゅんせつ土を主体に埋め立てるブロック）
- 緩傾斜護岸

【埋立断面イメージ図】



●外周護岸（東側）は、廃棄物による汚水が地下水や海に浸出しないよう、遮水機能を確認します。



【整備により期待される自然生物相のイメージ図】

生物にやさしい緩傾斜護岸

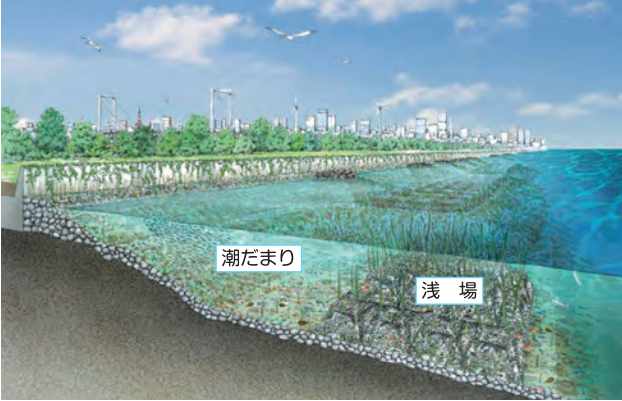
- 緩傾斜護岸上に浅場や潮だまり等を設けて、水生生物等の生息の場の拡大を図ります。

緩傾斜護岸（外周護岸東側）



干潮時のタイドプール（※）

（※）タイドプール：潮間帯に形成される浅い池などで、干潮に出現して満潮に水没する。稚魚や付着生物等の生息に適しており、潮だまりとも呼ばれる。



【整備イメージ図】

新海面処分場のしゅんせつ土の埋立方法

- しゅんせつ土の埋立方法については、「汚濁防止枠付土砂送泥船」によりC及びGブロック内にしゅんせつ土を送泥しています。

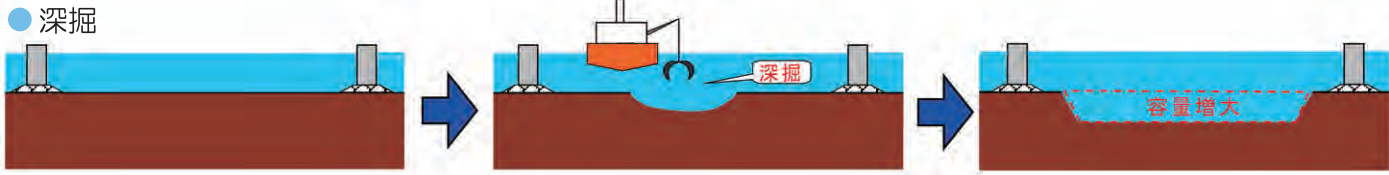


しゅんせつ土の送泥状況

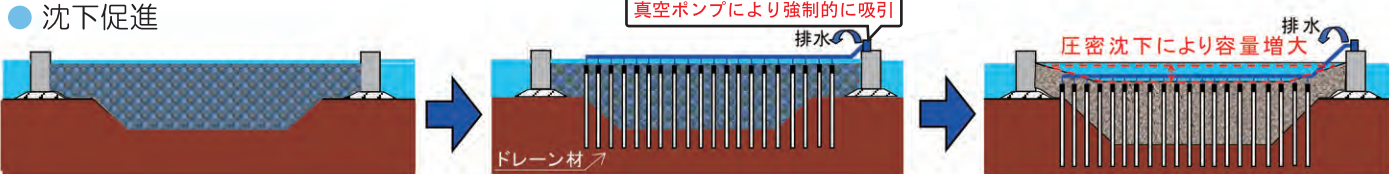


しゅんせつ船「海竜」の受け入れ状況

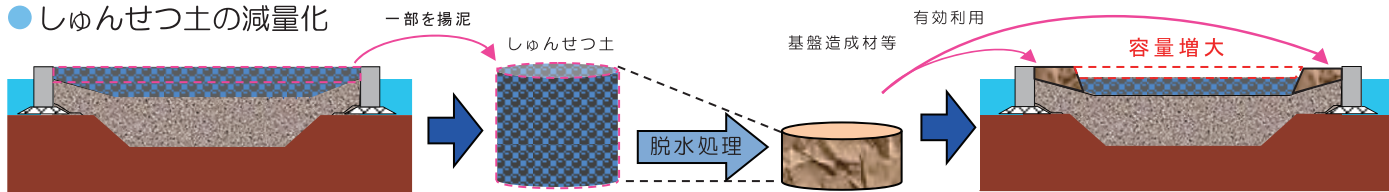
新海面処分場の容量増大策



- 護岸整備後に海底地盤を掘り下げて容量増大を図っています。
- なお、発生したしゅんせつ土は、東京湾における漁場整備事業の用材として有効利用を図っています。

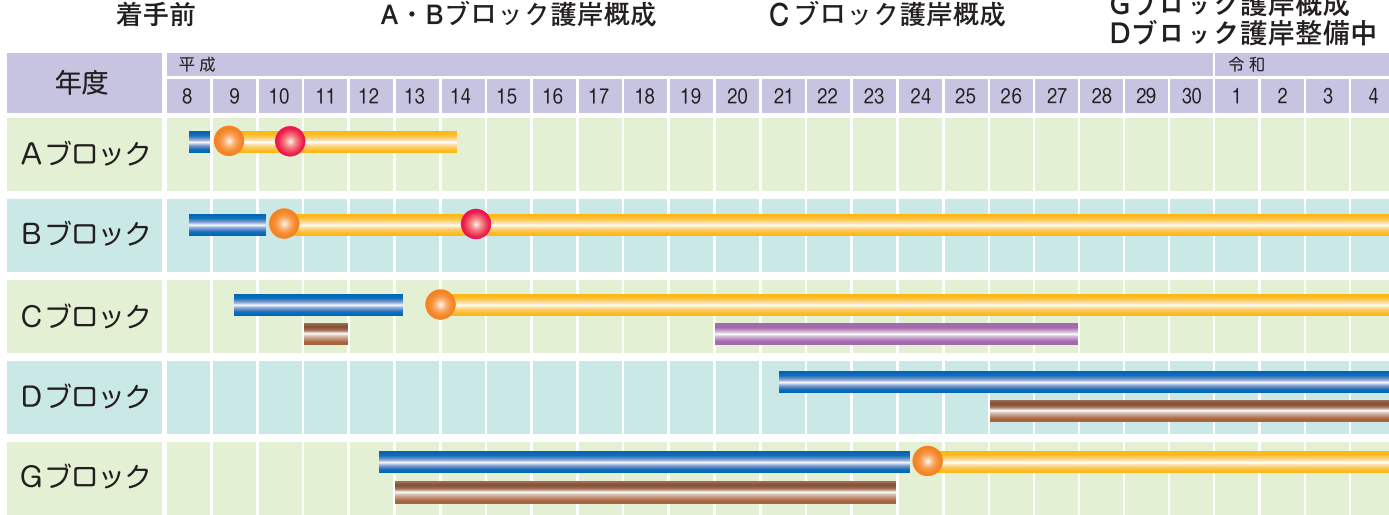
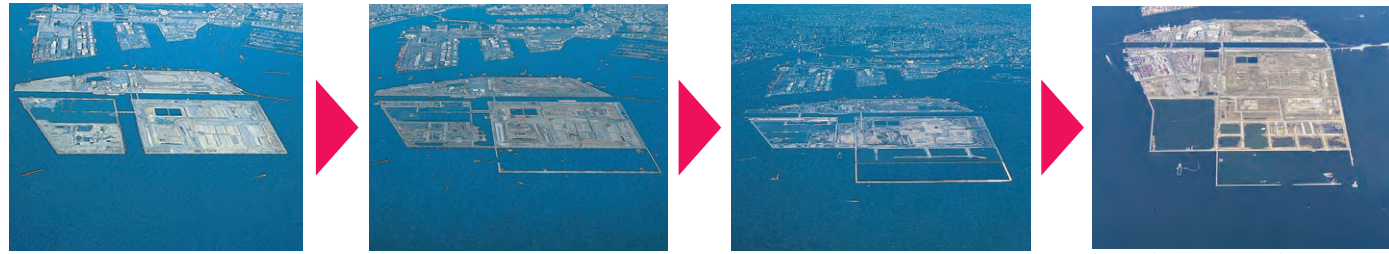


- しゅんせつ土を埋立処分後にドレーン材を打設し、埋立地盤と海底地盤の水を真空ポンプにより強制的に吸引することで圧密沈下を促進させて容量増大を図っています。



- 受入済みのしゅんせつ土に脱水処理等を行い、基礎造成材等の土木材料として有効利用するなど処分場の容量拡大に取り組んでいます。

整備経過



	護 岸 工 事		埋 立 処 分	
	着 手	概 成	土砂系供用開始	廃棄物系供用開始
Aブロック	平成8年8月	平成9年3月	平成9年6月	平成10年12月
Bブロック	平成8年8月	平成10年5月	平成10年8月	平成15年2月
Cブロック	平成9年10月	平成13年5月	平成14年3月	
Dブロック	平成21年9月			
Gブロック	平成12年12月	平成24年7月	平成24年8月	